

市立旭川病院RPA導入運用支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

市立旭川病院RPA導入運用支援業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

働き方改革の推進に資する取組として、定型的な業務についてRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）やAI-OCRを活用し、職員の負担を軽減しながら、業務へのRPA活用を広げ、業務の効率化及び事務処理誤りの防止を図る。

第2 業務概要

- 1 業務名 市立旭川病院RPA導入運用支援業務
- 2 業務内容 別紙「市立旭川病院RPA導入運用支援業務仕様書」による
- 3 履行期間 令和4年11月15日から令和5年3月31日まで
- 4 予算概要等

この業務に係る予算は1,529,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）と
なっていることから、業務委託料の積算にあつては、予算の範囲内とすること。

第3 契約担当部局

〒070-8610 旭川市金星町1丁目1番65号
市立旭川病院 事務局経営管理課総務係
電話0166-24-3181（内線5513）
e-mail h_keieikanri@city.asahikawa.hokkaido.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 市立旭川病院物品購入等入札参加資格者登録事務取扱要綱に規定する入札参加資格を有していること。
 - イ 他自治体において、本業務又はそれに類似した業務を受託した実績がある者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、市立旭川病院競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証又はプライバシーマークの付与認定を受けていること。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 第4(1)アに該当しない者

(ア) 企業概要等、業務内容のわかるもの（任意様式）

(イ) 登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）※ 3か月以内のもの

(ウ) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）※ 直近1事業年度分

(エ) 納税証明書（本店所在地の市町村税又は都税、消費税及び地方消費税（国税））

※ 3か月以内のもの

(オ) 同種業務の概要や実績を示す書類

ウ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証又はプライバシーマークの付与認定登録証の写し

(2) 提出期限 令和4年10月24日（月）午後5時

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法 持参又は一般書留郵便若しくは簡易書留郵便による（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和4年10月26日（水）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を電子メールで通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認められた者に対しては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認められた者に対しては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求められることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により旭川市病院事業管理者（以下「管理者」という。）に対し説明を求められることができる。

ア 提出期間 令和4年10月28日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ。

ウ 提出方法 電子メールによること。

(3) 管理者は、(2)の説明を求められたときは、説明を求められた日の翌日から起算して2日以内（休日を除く。）に説明を求められた者に対し、理由説明書を通ずる。

第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案は、別紙仕様書を踏まえ、次の事項について提案すること。

- (1) 基本的な考え方
本業務の実施方針について記載すること。
 - (2) 会社概要
事業者名，代表者名，所在地，設立年，資本金，従業員数，組織図，事業概要等
 - (3) 業務推進体制
構成メンバーの役職・所属，役割分担の他，本業務の担当者について，業務経歴や経験年数等を記載するとともに，類似業務での実績や特記事項があれば記載すること。
 - (4) スケジュール
本業務のスケジュール
 - (5) 他自治体（自治体病院を含む。）での実績（ある場合）
本業務又はそれに類似した業務を受託した実績
 - (6) R P Aについて
ア ライセンス数，構成，金額
イ 特性，操作性
 - (7) 業務の実施方法
本業務の具体的な実施方法
 - (8) 事業費
本業務に係る事業費の積算
 - (9) 自由提案（ある場合）
R P A導入運用に係る追加提案や本業務の遂行に関する特記事項
- 2 企画提案書の書式
企画提案の提出は，企画提案書（様式第2号）に次の書類を添付して行うこと。
 - (1) 企画提案書別紙
 - (2) 業務に係る事業費積算内訳
 - (3) その他必要な書類
 - 3 提出方法等
 - (1) 提出期限 令和4年11月4日（金）午後5時
 - (2) 提出場所 第3に同じ。
 - (3) 提出方法 持参又は一般書留郵便若しくは簡易書留郵便による（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）
 - (4) 提出部数正本1部副本6部
 - 4 企画提案書等の著作権等の取扱い
 - (1) 企画提案書等の著作権は，当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
 - (2) 市立旭川病院は，プロポーザル方式の方法及びこれに係る事務処理において必要があるときは，提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
 - (3) 市立旭川病院は，企画提案者から提出された企画提案書等について，管理者の所管に係る旭川市情報公開条例施行規程（平成21年旭川市病院事業者管理規程第12号）の規定による請求に基づき，第三者に開示することができるものとする。

第7 質疑応答等

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては，次のとおり質疑応答書により提出すること。
 - ア 提出書類 質疑応答書（様式第3号）

- イ 提出期間 令和4年10月20日(木)までの休日を除く午前9時から午後5時まで
- ウ 提出場所 第3に同じ。
- エ 提出方法 電話連絡の上、電子メールにより提出すること。
- (2) (1)の質疑応答書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答するものとする。また、併せて、市立旭川病院公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第9 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、RPA導入運用支援業務プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。なお、新型コロナウイルス感染症の流行拡大等の状況によっては、以下の方法によらず実施方法を変更する場合がある。その場合は、速やかに参加者へ通知する。なお、企画提案者が5者以上の場合は、企画提案書の審査を事前に行い、審査会において選定された者についてのみヒアリング等を行う。

(1) 実施方法

ア プレゼンテーションは、提案するRPAのデモンストレーションも含めて総合的に説明すること。

イ 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は、事前準備10分、説明20分、質疑10分の計40分とする。

ウ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

エ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。

オ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

(2) 実施日時及び場所

第5で示した、企画提案書提出要請時に併せて通知する。なお、ヒアリング等を行う者を選定した場合には、別途、実施日時、実施場所及び選定結果を通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びヒアリング等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

- (1) 事業者に関する項目
- (2) 企画提案書、ヒアリング等に関する項目
- (3) 見積金額に関する項目

4 受託候補者の特定

審査会において、3の審査及び評価により、審査項目ごとに各委員の評価点の平均点を算出し、その結果と客観的評価点（事務局が評価）を加算した合計点が最も高い者を、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。この平均点の算出については、各審査項目ごとに最高点及び最低点をつけた委員の点数を除くものとする。ただし、同一の審査項目において最高点又は最低点をつけた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとする。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により管理者に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があつた日から7日以内までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ。

ウ 提出方法 電子メールによること。

(3) 管理者は、(2)の説明を求められた日から5日以内に説明を求めた者に対し理由説明書を通ずる。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点数

(3) 受託候補者の特定理由

第10 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が第8のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、市立旭川病院は催告を要せず契約を解除できるものとする。

なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあつても、市立旭川病院は一切の損害を負担しない。

2 契約保証金

要する。ただし、市立旭川病院契約規程（平成21年旭川市病院事業者管理規程第12号）第25条の規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否

要する。

- 4 支払条件
後払いとする。

第 11 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第 12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和 4 年 1 0 月 2 4 日（月）
参加資格要件確認結果通知 及び企画提案書提出要請	令和 4 年 1 0 月 2 6 日（水）
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から令和 4 年 1 1 月 4 日（金）まで
ヒアリング等	令和 4 年 1 1 月上旬（企画提案書提出要請と併せて通知）
企画提案書審査結果の通知	令和 4 年 1 1 月上旬
契約締結	令和 4 年 1 1 月中旬